

介護職員処遇改善加算による非常勤介護職員の時給への加算手当について

令和 5 年 8 月 社会福祉法人 楽友会

多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職員に対し、平成 31 年 4 月から実施していた初期加算及び継続勤務加算の手当に契約時間加算を令和 5 年 8 月分より加えてを支給する。

1 初期加算について…従前と変更なし

- ① 初期加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職を対象に支給する。
- ② 初期加算は、契約時給に加算して支給する。
- ③ 初期加算の金額は、別表 1 に定める。

2 継続勤務加算について…従前と変更なし

- ① 継続勤務加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職員のうち、以下（ア）から（ウ）のすべての条件を満たす職員を対象に支給する。
 - （ア）雇用契約において 1 週当たりの労働時間が 24 時間を超える職員。
 - （イ）毎年 4 月 1 日時点で継続勤務年数が 1 年を超える職員。
 - （ウ）月間の出勤率が雇用契約の 8 割以上の職員。
- ② 継続勤務加算の継続勤務年数は、毎年 4 月 1 日時点の満年数とし、月数は切り捨てる。なお、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所以外の勤務年数は、当加算の継続勤務年数の算定から除外する。
- ③ 継続勤務加算は、契約時給に加算して支給する。
- ④ 継続勤務加算の金額は、継続勤務年数により区分し別表 1 に定める。
- ④ 毎年度の継続勤務加算の金額は、4 月 1 日に決定する。

3 契約時間加算について…令和 5 年 8 月分より新設

契約時間加算は、多摩市白楽荘在宅サービスセンター通所介護事業所に勤務する非常勤介護職のうち週の契約時間数 24 時間以上を対象に支給する。

時給 + 初期加算 + 継続勤務加算 + 契約時間加算 = 時給合計

(時給の例)

- ・条 件 継続勤務年数：令和 5 年 4 月 1 日時点で満 6 年
基礎時給：1,100 円の方の場合

(単位：円)

年度	継続勤務年数	基礎時給	初期加算	継続勤務加算	契約時間加算 令和 5 年 8 月～	時給合計
4	5 年	1,100	100	10	—	1,210
5	6 年	1,100	100	15	50	1,265